

## 2-2 日本学術会議に関する懇談会

### (1) 日本学術会議の改革について(報告)

本懇談会は、昭和57年8月13日総理府総務長官より、日本学術会議改革について審議委託を受けた。爾来昭和57年11月22日までに8回の討議を重ねた。その論議は、概ね次の通りである。

日本学術会議の現状については、社会の寄託に応えるところ少なしとして、改革の時期にあることについては、概ね全員の一致するところである。

しかし、その任務である学術に関する政府への提言機能、国際学術団体への加盟、交流などの事業については、学術の分野により事情が著しく異り、重点の置きどころにも差異があることが明かになった。

そのため改革の実行方策については各種の提案がなされたが、これらの提案を要約して、以下の四つにまとめた。

#### A案 会員選出制度改革案

国の機関とし、会員の選出については改善を加えることを基本とする案である。

国の機関とする主な理由は、次の通りである。

- (1) 学問の発展のためには、科学者によって討議された学問の将来と発展の方策を国の施策に反映させる必要があ

る。そのためには、国の機関とすることが適切である。

(2) 組織の対外的関係を考慮すれば、国の機関である必要があり、また、全国的な日本の学者の団体として適切に運用されるためにも国の機関であることが望ましい。

また、会員選出制度については、次のような案が出された。

(1)学者の代表機関としては、選挙制を維持しながらも、推薦制を加味して、選挙制の欠陥を改善する案、(2)全面的に推薦制とする案、(3)学会単位で推薦又は選挙された候補者の中から適切な方法で選出する案、が出された。

各案の理由としては、

(1)案については、イ 学者の代表機関としては、選挙制が望ましい。しかし、過去の経験上欠陥があるので改善する必要があること、ロ 基本的には学者の自主性を重んじ、外部からの押付けの形の改革は好ましくないこと、

(2)案については、学識の優れた人を会員として選出するには、選挙制はなじまないこと、

(3)案については、まず有権者自身が学問についてよく知っているそれぞれその所属する学会単位で選ぶことが適切であることなどがそれぞれ挙げられている。

## B案 機能分離案

政府への提言機能と研究連絡機能（国際対応機能を含む。以下同じ。）とを分離することを基本とする案である。

その主な理由としては、次のことが挙げられている。

- (1) 上記の二つの機能は別の性質のものであり、各種の不都合は纏めて一機関にしたことに起因している。
- (2) 現状では不充分と考えられている諸活動も、分離により必要な充実を図ることが出来る。分野による考え方の重点の違いも分離により対応出来る。

なお、設置形態については、次の二案が出された。

- (1) 一案は、政府への提言機能は民間組織で、研究連絡機能は政府機関で行うとする案であるが、この案は、国内外の科学に関する研究連絡という事務を政府の財政的支持の下に行うことが心要であることをその理由としている。
- (2) 他の一案は、基本的には両機能とも民間組織で行うのがよいとするが、研究連絡機能を行う組織は認可法人とし、これに国の財政援助を行うという案である。この案は、両機能とも本来政府機関で行うことは学問の基本的な性格になじまないが、研究連絡機能については国の財政援助が必要であることをその理由としている。

なお、民間の組織とする理由については次のC案と同じである。

### C案 民間移譲案

これは、全機能を民間（社団法人又は財団法人）に移し、政府は必要な財政援助を行う案であるが、その主な理由としては、次のことが挙げられている。

- (1) 科学の発展のために長期的な提言をする機能を行う組織を国の機関とすることは、学問の基本的性格からしてなじまず、政府に自由に提言するためには、自由な立場を保つため独立するのが本筋である。
- (2) 独立性の基盤は、自分たちのものという意識にある。そのためには、経費の相当部分は自己負担するぐらいの意気込みが必要である。
- (3) 日本学術会議の掲げている使命を達成していく上で、同会議が国の機関である心然性は乏しいものと判断される。将来を展望すると、むしろ民間組織への移行など国家機関以外の形態を考えるべきである。

### D案 根本的改革案

一応現状維持とし、期間をかけて根本的な見直しを図る案

である、その理由の主な点は次の通りである。

- (1) 科学技術会議、学術審議会、日本学士院、日本学術振興会など関係のある機関を含めて日本学術会議の在り方を検討する必要がある。
- (2) 選挙制度などを改正するにしても、有権者・研究者などの定義を議論しなければ、改善にならない。

( ) 以上の四案については、次のような問題点の指摘があった。

- (1) A案については、日本学術会議の自主改革案もこの方向にあり、この点は望ましいとしても、内容については、以下の意見があった。

まず、国の機関とすることについては、「独立性」を主張するのならば政府機関であることは矛盾するのではないか、科学の発展のために提言する機能は学問の基本的性格からしてむしろ国の機関にはなじまないのではないかなどの意見が出された。

次に、会員選出制度の改革案のうち、日本学術会議の自主改革案については、その内容が微温的で現在の改革の要望に応え得るものか、約2／3を選挙で選び残りを推薦制として改善になるのか、改悪のおそれさえもあるのではないか

いか、さらに、基本的には、学者の総意を代表することなど果して可能か、日本学術会議の改革問題は会員選出制度の部分的変更などの手段で解決することは出来ないのではないかなどの意見があった。

また、有権者資格の厳格化、選挙の公正化、推薦制の在り方、その内容などについて更に検討する必要があるのではないかとの意見があった。

(2) B案については、国際交流などの事業は現状の改善が望めるが、一方、分野によっては政府への提言機能などは漸次不活発となるとの意見があった。何れにしても分離後の機関の在り方、組織等について今後充分な検討が必要であるとの意見があった。

(3) C案については、先進国でもこの形態をとるところは少なくないが、我が国の国情として民間移譲により果して成立可能かと危惧する意見があった。また、民間運営の場合、必要経費の調達方法や政府補助金をどうするかなどの問題点も存在するのではないかとの意見があった。

(4) D案については、一つの考え方ではあるが、改革の気運

のある現段階にいくらかでも改革を実現すべきであるとの意見が多かった。

このほかに、日本学術会議の自主改革案を基礎として選挙制度の改革を行い、新選挙制度に基づいて選出された会員により更に改革を行うべきであるとする意見、一旦日本学術会議を廃止し、科学者がその在り方を議論した上で再建すべきであるとする意見、自然科学系と人文・社会科学系とを組織的に分離すべきであるとする意見なども出された。

以上に述べた通り、本懇談会は日本学術会議の改革について検討を重ねてきた結果、おおよそ以上のような改革案が提案されたが、何れの案についてもそれぞれ問題点が指摘され、本懇談会として一致した結論を得るには至らなかった。

何れの案についても細部にわたり検討を要する問題が多く、これらの問題について結論を得るには今後なお相当の時日を要するものと思われる。

なお、日本学術会議の改革については例えば新たな懇談会等を設けて引き続き検討を行っていくこと、さらには当面、来年11月に予定されている第13期日本学術会議会員の選挙について、これを一年間延期する措置をとることなどが考えられる。

(2) 日本学術会議に関する懇談会名簿

(座長) 吉 識 雅 夫 宇宙開発委員会委員長代理  
石 川 忠 雄 慶應義塾長  
梅 棒 忠 夫 国立民族学博物館長  
岡 本 道 雄 科学技術会議議員  
黒 羽 亮 一 日本経済新聞社論説委員  
佐 藤 功 上智大学教授  
進 藤 貞 和 経済団体連合会産業技術委員会  
委員長  
永 田 武 国立極地研究所長  
中 根 千 枝 東京大学教授  
名 取 禮 二 東京慈恵会医科大学長  
並 木 正 吉 農政研究センター理事  
宮 島 龍 興 理科学研究所理事長  
向 坊 隆 原子力委員会委員長代理  
吉 國 一 郎 地域振興整備公団総裁  
吉 武 信 日本放送協会経営委員会委員長

(3) 日本学術会議に関する懇談会の経緯

第1回 (昭和57年8月13日(金))

- 座長選出
- 日本学術会議改革問題の経緯について総理府から説明聴取
- 日本学術会議の概要等について学術会議事務局から説明聴取

第2回 (昭和57年8月27日(金))

- 科学技術関係行政機関の概要について文部省等から説明聴取
  - (1) 科学技術会議
  - (2) 学術審議会
  - (3) 日本国立学士院
  - (4) 日本国立学術振興会

第3回 (昭和57年9月28日(火))

- 日本学術会議改革試案について学術会議から説明聴取

第4回 (昭和57年10月12日(火))

- 意見交換

第5回 (昭和57年10月19日(火))

- 意見交換

第6回 (昭和57年10月29日(金))

- 意見交換
- 小委員会の設置

(小委員会(報告案の検討))

第1回(昭和57年11月10日(水))

第2回(昭和57年11月12日(金))

第7回 (昭和57年11月15日(月))

- 報告案の検討

第8回 (昭和57年11月22日(月))

(最終会)

- 報告の決定